

決議案第 6 号

池島和行議員に対する議員辞職勧告について

岩見沢市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり決議案を提出する。

平成 27 年 7 月 31 日提出

提出者議員	篠原藤雄
賛成者議員	伊澤幸信
〃	井幡修一
〃	大坂龍起
〃	太田博之
〃	豊岡義博
〃	平野義文
〃	増山宣之
〃	峯泰教
〃	上田久司
〃	山田靖廣

岩見沢市議会議長 笹島 清一 様

池島和行議員に対する辞職勧告決議

池島和行議員が酒気帯び運転により、検挙された事件が報道等を通じて明らかになったことは、大変残念であります。議員は市民を代表し市政の進展に寄与すると共に、模範となるべき立場でもあり、市民に失望を抱かせ更に、市議会に対する不信感を招いたことは誠に遺憾であります。

池島議員は、免許取り消しの行政処分を公表せず議員活動を続け、本年4月の岩見沢市議会議員選挙に立候補、そして、当選を果たしたことは、市民、有権者に対する背信行為でもあります。

更に、問題発覚後も何ら釈明会見も行わず、本人は、議長に対して謝罪文を提出するとともに誓約書をもって責任を果たす考えのようではありますが、この様なことでは市民の信頼を回復出来るはずもなく、また、一旦辞職願いを提出しその後、数時間も経たない内に取り下げる行為も、単なるパフォーマンスといわれても致しかないことでもあります。

池島議員は、去る6月26日に開催された第2回定例会において、決議された議員辞職勧告を非常に重く、厳粛に受け止め猛省しているとありますが、公人として選ばれた議員として、どうするのか、特に、池島議員は教育問題に熱心に取り組みましたが、尊敬の念を抱いている子供達にこの事態をどう説明するのか、大人として何をすべきか、早急に政治的判断を示すべきと考えます。

議会議員として、このような行為は、市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的、道義的責任は免れず、市民感情からも許されるものではなく、よって、岩見沢市議会は、あらためて池島和行議員に対して、自らの意思により議員を辞職するよう強く求めるため、ここに決議する。

平成27年 月 日

岩見沢市議会